

船橋市障害福祉サービス事業者等業務管理体制確認検査実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第51条の3、第51条の4、第51条の32、第51条の33及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の27、第21条の5の28、第24条の39、第24条の40の規定に基づき、障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定相談支援事業者並びに児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者、指定障害児相談支援事業者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）に対して行う業務管理体制の整備に関する検査について必要な事項等を定めることにより、その的確かつ効果的な検査の実施並びに均一な検査水準の確保を図ることを目的とする。

(検査体制)

第2条 検査の実施に当たっては、複数の検査担当職員で実施する。

(検査等)

第3条 検査の種類は、次の各号のとおりとする。

1 検査

(1) 一般検査

業務管理体制の届出内容を確認するため、定期的に提出書類等の確認又は事業者本部等への立入等により実施するものとする。

(2) 特別検査

指定等取消処分相当の事案が発覚した場合に、事業者本部等への立入等の方法により実施するものとする。

2 検査等実施方法

(1) 実施計画及び検査対象の選定

①一般検査(概ね6年に1回)

毎年度実施計画を策定し、当該検査対象障害福祉サービス事業者等に対し示すものとする。

②特別検査

指定等取消処分相当の事案が発覚した障害福祉サービス事業者等を対象とする。

(2) 実施通知

検査の実施に当たっては、検査対象となる障害福祉サービス事業者等に対し、必要な事項を通知するものとする。ただし、立入検査を実施する場合においては、実

効性のある実態把握の観点から、必要と認める場合には、この限りではない（通知していない場合は、立入時に速やかに告知する。）。

（３） 検査方法

検査は、「障害福祉サービス事業者業務管理体制確認検査指針」を踏まえて実施するものとする。

3 行政上の措置等

（１） 検査の結果、以下の行政上の措置をとる場合は、障害福祉サービス事業者等に対し、文書で通知するものとする。

① 勧告

障害者総合支援法第 5 1 条の 2、第 5 1 条の 3 1 及び児童福祉法第 2 1 条 5 の 2 6、第 2 4 条の 3 8 に規定する厚生労働省令で定める基準に従って適正な業務管理体制の整備をしていないと認められるときは、障害福祉サービス事業者等に対し、期限を定めて、その是正を勧告することができる。

② 命令

勧告を受けた障害福祉サービス事業者等が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、期限を定めて、その措置をとるべきことを命ずることができる。

（２）（１）の行政上の措置に係る対応については、期限（対応に要する時間を考慮し、適宜設定する）を付して報告を求めるものとする。なお、勧告するまでに至らないが改善を要すると認めた事項についても、改善報告を求めるものとする。

4 特別な処置

上記 1（１）の一般検査において、事業者が行政上の措置（命令）に違反したときは、当該障害福祉サービス事業者等の指定事業所等への立入検査を行い、当該指定事業所等の法令等遵守状況について検証するものとする。

ただし、障害福祉サービス事業者等本部等への立入検査後、既に指定事業所等の立入検査を実施し、事実関係を検証している場合には、この限りでない。

（補則）

第 4 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。